

Winter Festa 2011

プラス1セミナー

～ 消費税法・酒税法・固定資産税・

事業税・住民税・国税徴収法 ～

TAC税理士講座 1/5(木)より本格開講！

※ 先行クラス 12/17(土)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください（予約不要）。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

TAC 税理士講座

目 次

	ページ
消費税法	1～11
酒税法	12～17
固定資産税	18～21
事業税	22～24
住民税	25～27
国税徴収法	28～29

消費税法

TAC税理士講座消費税法科

目次

テーマ1 「消費税法」の科目の特徴

① 消費税法学習上のメリット	2
② 消費税法の学習に向いている人	2
③ 本試験での出題傾向	2
④ 本試験の過去の受験者数、合格者数及び合格率	3
⑤ 速修コースからの学習スケジュール（TACのカリキュラム）	3

テーマ2 消費税の概要

① 消費税の性格	4
----------------	---

テーマ3 取引の分類

① 取引の分類	9
② 課税の対象	9
③ 非課税取引	10
④ 免税取引	11

テーマ 1

「消費税法」の科目の特徴

1 消費税法学習上のメリット

消費税法は、税理士実務において重要な税目である。学習により得た知識を実務に役立てることができ、自信を持って日々実務に当たることができることが消費税法学習上のメリットであると言える。

2 消費税法の学習に向いている人

消費税法は、ボリューム的には、法人税法、所得税法、相続税法に比べて少なく、短時間で受験レベルに達することが可能である。したがって、仕事との両立、家庭との両立、他の科目との両立などを目指す方に向いている科目である。

3 本試験での出題傾向

本試験は、第一問が理論問題、第二問が計算問題の出題となっている。

- (1) 理論問題…… 近年の本試験の傾向は、1 題が「個別理論」、1 題が 2 つ以上の個別理論を組み合わせで解答する「応用理論」又は具体的な事例が与えられる「事例理論」の出題となっている。ただし、「応用理論」又は「事例理論」に対しては、数多く覚えた「個別理論」を組み合わせることにより対応できる。

したがって、「個別理論」の暗記が合格には必要不可欠と言える。

- (2) 計算問題…… 損益計算書を基にした総合計算問題が 1 題出題されるパターンが続いていたが、第60回（平成22年度）の試験では、総合計算問題に加えて、初めて個別問題が出題され、2 問形式の出題であった。

内容的には、毎年新たな論点が必ず 1 つは出題されるが、授業や問題集等で出題された範囲内で解答できれば十分であろう。また、近年はボリュームはやや少なく、かつ、難易度もそれほど高くない問題が出題されているが、基本的な論点を確実に得点することを心掛け、他の受験生ができる論点を取りこぼさないことが大事である。

したがって、しっかり勉強した人から合格していくという傾向にあると言える。

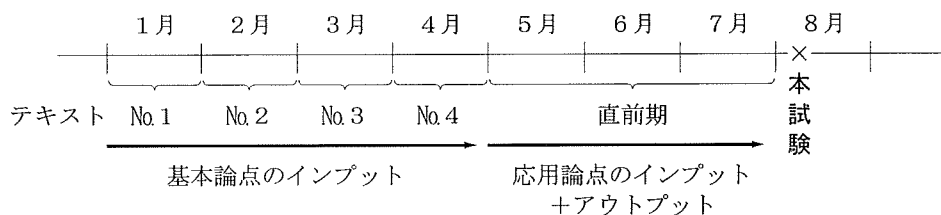
いずれにしても、授業に休まず出席して、TACの教材をしっかりこなせば、恐れることはないだろう。

4 本試験の過去の受験者数、合格者数及び合格率

	受験者数	合格者数	合格率
第54回（平成16年度）	10,957人	1,131人	10.3%
第55回（平成17年度）	10,775人	1,178人	10.9%
第56回（平成18年度）	10,963人	1,260人	11.5%
第57回（平成19年度）	11,144人	1,130人	10.1%
第58回（平成20年度）	10,773人	1,428人	13.3%
第59回（平成21年度）	10,857人	1,344人	12.4%
第60回（平成22年度）	10,987人	1,353人	12.3%

5 速修コースからの学習スケジュール（TACのカリキュラム）

講義は週1回であるため、TACに来られる時間が少ない人や複数の科目を受験する方にお勧めである。



テーマ 2

消費税法の概要

1 消費税の性格

(1) 消費税はものの消費に対して広く薄く課税

物品やサービスの国内における「消費」に対して課される税金で、課税物品が特定されていないことから「一般消費税」と呼ばれている。

消費税は、酒税などのように特定の物品やサービスに課税する「個別消費税」とは異なり、原則として国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供に対して課税されている。

輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税されている。

このように、消費税は、課税物品を特定せず、消費に広く薄く負担を求めることから、「一般消費税」と呼ばれている。

法 律	課 税 対 象	税 率
消費税法	物やサービスの消費 (広く課税)	一律5% (薄く課税)
所得税法	個人の所得	5%~40%超過累進課税
法人税法	法人の所得	30% (普通法人等)
相続税法	財 産	10%~50%超過累進課税

(2) 消費税の課税権者

消費税の税率は5%であるが、この内訳は4%が国税、1%が地方税である。

税を課す者（課税権者）が誰であるかという観点で税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」、都道府県等の地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

消費税の税率は5%であるが、この内訳は、国税4%、地方税1%となっている。

国 税	「消費税(税率4%)」「法人税」「所得税」「相続税」等
地方税	「消費税(税率1%)」「固定資産税」「事業税」「住民税」等

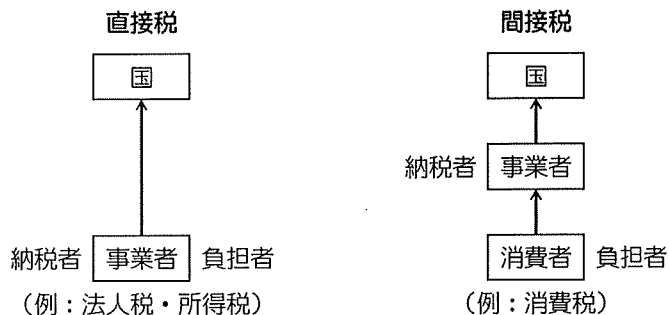
(3) 消費税は間接税

間接税とは、納税義務者と担税者が一致しない税金をいう。

納税者が誰であるかという観点で税金を区分した場合、税の負担者と納税者が同一である税金を「直接税」、税の負担者と納税者が異なる税金を「間接税」という。

消費税は、法律上の納税者（事業者）と実際の税の負担者（消費者）が一致せず、税負担の転嫁が行なわれることから、間接税であるといえる。

【図 解】



直接税	「法人税」「所得税」「相続税」等
間接税	「消費税」「酒税」等

(4) 消費税学習上の用語

事業者	「個人事業者」と「法人」をいう。
課税期間	個人事業者：1月1日～12月31日（暦年） 法人：事業年度
売上げ （収入）	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念である。 棚卸資産に限らず、資産等を売ればすべて「売上げ」である。
仕入れ （支出）	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて「仕入れ」である。
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。

(5) 消費税の仕組み

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することにより納付税額を求める「多段階累積控除」の仕組みを採用している。

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、「多段階累積控除」の仕組みが採られている。

※ 税 率

消費税の税率は5%であるが、この内訳は、国税4%、地方税1%となっている。簿記論、財務諸表論の試験においては、税率は5%を使用するが、消費税法の試験では、国税4%部分に着目して学習することとなる。

	＜製造業者＞	＜卸売業者＞	＜小売業者＞	＜消費者＞
	売上	仕入 売上	仕入 売上	購入
本体価格	3,000	3,000 5,000	5,000 8,000	8,000
税 金	120	120 200	200 320	320
(税率4%)	120	80	120	
	納 付	納 付	納 付	負 担
販売時の税額	120	200	320	
購入時の税額		120	200	
納 付 税 額	120	+	80	+
			120	=
				320

※ 各事業者の納付税額の合計が、消費者が負担した消費税額と一致する。

消費税の仕組みを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算し、納めることとなる。

その「納付税額」は、上図の＜小売業者＞を例に取るならば、次のようになる。

「預かった消費税額 320円」－「支払った消費税額 200円」＝「納付税額 120円」

(仮受消費税)

(仮払消費税)

(納付税額)

【参 考】消費税法における納付税額の基本的計算パターン

(1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額の計算）

「預かった消費税額」の消費税法上の正式名称は「課税標準額に対する消費税額」といい、以下の手順で計算する。

① 「課税標準額」を求める。

イ 一課税期間中に行った課税売上げを税込みのまま、すべて合計する。

ロ イの金額に $\frac{100}{105}$ を乗じる。(税抜きにする。)

ハ ロの金額の千円未満の端数を切り捨てる。

② 「課税標準額に対する消費税額」を求める。

①の課税標準額に4%を乗じる。

(2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額の計算）

「支払った消費税額」の消費税法上の正式名称は「控除対象仕入税額」といい、以下の手順で計算する。

① 一課税期間中に行った課税仕入れを税込みのまま、すべて合計する。

② ①の金額に $\frac{4}{105}$ を乗じる。(国税部分を求める。)

(3) 差引税額の計算

① 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。

② 百円未満の端数を切り捨てる。

※ 差引いてマイナスとなった場合は、「控除不足還付税額」として税額が還付される。
この場合には、百円未満の端数は切り捨てない。

(4) 納付税額の計算

中間納付として税金を前払いしている場合には、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算する。

※1 「中間納付消費税額」とは、一課税期間に納付すべき消費税額の一部を前払いしたものを用いる。

※2 差し引いてマイナスとなった場合は、「中間納付還付税額」として税額が還付される。

【練習問題】一消費税法における納付税額の計算一

次の場合における納付すべき消費税額を求めなさい。

課税売上高	126, 211, 680円
課税仕入高	89, 250, 420円
中間納付消費税額	700, 000円

【解 答】

- (1) 課税標準額

$$126, 211, 680円 \times \frac{100}{105} = 120, 201, 600円 \longrightarrow 120, 201, 000円$$

(千円未満切捨)

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$120, 201, 000円 \times 4\% = 4, 808, 040円$$

- (3) 控除対象仕入税額

$$89, 250, 420円 \times \frac{4}{105} = 3, 400, 016円$$

- (4) 差引税額

$$4, 808, 040円 - 3, 400, 016円 = 1, 408, 024円 \longrightarrow 1, 408, 000円$$

(百円未満切捨)

- (5) 納付すべき消費税額

$$1, 408, 000円 - 700, 000円 = 708, 000円$$

テーマ 3

取引の分類

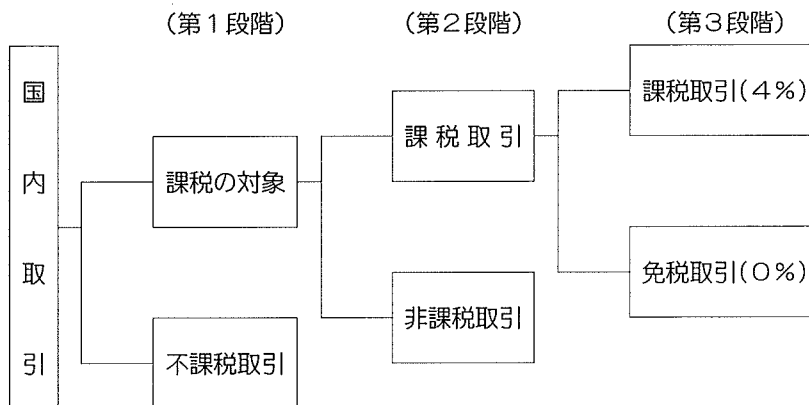
1 取引の分類

(1) 概 要

テーマ2で示したように、消費税の納付税額は売上金額と仕入金額から「預かった消費税額」と「支払った消費税額」をそれぞれ計算することにより求める。したがって、消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。

(2) 国内取引の分類

国内で行う取引については、次の各段階に従って分類し、最終的に「課税取引（4％）」に分類された取引にのみ消費税が課税されることとなる。



2 課税の対象

(1) 課税の対象と不課税取引

第1段階の分類は、「課税の対象」と「不課税取引」に分けることである。

課税の対象とは「消費税法が適用されるもの」という意味である。この課税の対象とならない取引を不課税取引といい、消費税の計算では考慮しない。

(2) 課税の対象となるための4要件

次の4つの要件をすべて満たす取引が課税の対象となる。

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること。

3 非課税取引

(1) 非課税取引と課税取引

第2段階の分類は、課税の対象を「非課税取引」と「課税取引」に分けることである。

非課税取引とは、消費に負担を求める税の性格から課税することになじまないものや、政策的に課税することが適当でないものについて、課税しないこととしている取引をいう。

国内取引の非課税は下記15項目の限定列举である。

	非 課 税 項 目	課 税 と な る も の
課税することになじまないもの	① 土地等の譲渡、貸付け	・1月未満の貸付け ・駐車場等の施設の利用に伴う土地の貸付け ・土地売買に係る仲介手数料
	② 有価証券等の譲渡	・ゴルフ場利用株式の譲渡 ・有価証券売買に係る仲介手数料
	③ 利子、保証料、保険料など	
	④ 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡 (特定の販売所での譲渡に限る)	
	⑤ 物品切手等(商品券など)の譲渡	
	⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料	
	⑦ 外国為替業務	
政策的に課税が適当でないもの	⑧ 社会保険医療など	・自由診療、人間ドック、健康診断
	⑨ 介護保険サービス、社会福祉事業など	
	⑩ 助産に係る資産の譲渡等	
	⑪ 埋葬料、火葬料	・葬式費用、花輪代
	⑫ 身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど	
	⑬ 学校教育に係る役務の提供(授業など)	・学習塾、予備校の受講料
	⑭ 教科用図書の譲渡	・教科用図書の配送
	⑮ 住宅の貸付け(注)	・1月未満の貸付け ・事務所、店舗、別荘等の貸付け(注)

(注) 共益費、権利金、更新料等(いずれも返還しないものに限る。)は、貸付けに係る対価と考えて、その家賃と同様に取り扱う。

4 免税取引

(1) 免税取引と課税取引

第3段階の分類は、課税取引を「免税取引（0%）」と「課税取引（4%）」に分けることである。

免税取引は、課税取引のうち、一定のもの（＝輸出取引等）について消費税が免除される取引である。免税取引は、以下の理由により設けられている。

① 消費地課税主義

国内で消費される商品やサービスについて税負担を求めることを「消費地課税主義」といい、この考え方により日本の消費税は課税されている。したがって、日本の消費税を輸出先である国外（法施行地外）に居住する者に負担させることを防ぐため、法施行地外で消費される輸出取引等については、消費税を免除している。

② 国際競争力の低下防止

輸出されるものに対して消費税を課税すると、輸出を行う国内企業において、国際市場での競争力の低下を招くおそれがある。したがって、この競争力低下を防ぐため、輸出取引等については消費税を免除している。

(2) 輸出取引等の具体例

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 国際運輸、国際通信、国際郵便等

酒 税 法

TAC税理士講座酒税法科

◆1 酒税法の特徴

酒税法は、消費税法が導入された平成元年度の税制改正に伴い、出題範囲が大幅に削られたため、全11科目の中で最も短期間で合格レベルに達することができる科目です。したがって、学習時間を多く取れない人にとって最適な科目であるといえます。また、会計や他の税法の知識を全く必要としないことから、税理士試験初心者の人でも無理なく始められる科目です。

◆2 本試験問題の特徴

(1) 理 論

- ① 押さえるべき理論の題数(10題から15題)が他の税法に比べて少ないということから、理論対策が立てやすい科目であるといえます。
- ② 1題30点満点の出題が主流ですが、第60回(平成22年度)の本試験においては、1題40点満点で出題されています。

(2) 計 算

出題形式は、酒類の判定(原料、製造方法、アルコール分及びエクス分を基に行う酒類の分類)と酒類製造者の1月当たりの納付すべき酒税額を求めさせる問題が1題60点満点の総合計算問題形式で出題されるパターンと、酒類の判定と納付すべき酒税額を求めさせる問題がそれぞれ独立した問題として、2題70点満点で出題されるパターンの2種類ありますが、両者の解答の手順に差はありません。

本試験出題形式

1 問形式

下記の〔資料〕に基づいて、甲株式会社が製造している酒類について、品目及びその判定理由を述べるとともに、同社の平成24年4月分の納付すべき酒税額を求めなさい。

〔資 料〕

1. 甲株式会社がその製造場において製造している酒類の原料、製造方法等は、次表のとおりである。

商品名	原 料 及 び 製 造 方 法 等
A	米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分15度)
B	麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分5度)

2. 甲株式会社の平成24年4月中にその製造場から移出した数量は、次表のとおりである。

商品名	平成24年4月中の移出数量
A	5 kℓ
B	10kℓ

〔参 考〕 従量税率(1 kℓ当たり)

- (1) 清 酒 醸 造 酒 類 (特別) 120,000円
 (2) ビール 発泡性酒類 (基本) 220,000円

答案作成例及び解説

1. 酒類の判定

資料で与えられる各商品の原料、製造方法等から、判定理由を示して、各商品に対して酒税法に規定する酒類の名称を付けていきます。

A (清 酒)

米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたものは、アルコール分が22度未満であるため、清酒に該当する。

B (ビール)

麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満であるため、ビールに該当する。

2. 税 率 (1 kℓ当たり)

1の酒類の判定を基に、問題に参考資料として示されている各酒類の1 kℓ当たりの税率を転記します。

A (清 酒)

醸 造 酒 類 (特別) 120,000円

B (ビール)

発泡性酒類 (基本) 220,000円

3. 課税標準数量

問題に示されている各酒類の1月分の移出量を転記します。

A (清 酒)

5 kℓ

B (ビール)

10 kℓ

4. 酒税額

2で確定させた各酒類の税率に、3で確定させた各酒類の移出量を乗じることにより各酒類の酒税額を求め、それを合計することにより納付すべき酒税額の基を求めておきます。

A (清 酒)

$120,000円 \times 5 kℓ = 600,000円$

B (ビール)

$220,000円 \times 10 kℓ = 2,200,000円$

酒税額計 2,800,000円

5. 納付すべき酒税額 (100円未満切捨)

4で求めた各酒類の酒税額の合計に対して、100円未満の端数を切り捨てて納付すべき酒税額を確定させます。

2,800,000円

2問形式

〔第一問〕

次の酒類について、品目及びその判定理由を述べなさい。

1. 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分15度)
2. 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分5度)

〔第二問〕

次の資料に基づき、甲株式会社が製造している酒類について、同社の平成24年4月分の納付すべき酒税額について、計算過程を明らかにして求めなさい。

〔資 料〕

甲株式会社の平成24年4月中にその製造場から移出した数量は、次表のとおりである。

商品名	平成24年4月中の移出数量	アルコール分
A 清 酒	5 kℓ	アルコール分15度
B ビール	10kℓ	アルコール分5度

〔参 考〕 従量税率（1 kℓ当たり）

- | | | |
|---------|-------------|----------|
| (1) 清 酒 | 醸 造 酒 類（特別） | 120,000円 |
| (2) ビール | 発泡性酒類（基本） | 220,000円 |



参 考 酒類の区分と酒類の分類

酒税法では、酒類を次に掲げる17品目に区分して、その製法や性状等により大きく4種類に分類し、原則としてその分類によって税率を定め、各酒類の担税力に応じた従量税率を適用している。

区分(品目)	分類(種類)	定 義 の 概 要
清 酒	醸 造 酒 類	(1) 米、米こうじ、水を原料として発酵させてこしたもの (アルコール分が22度未満のもの) (2) 米、米こうじ、水、清酒かす等を原料として発酵させてこしたもの (アルコール分が22度未満のもの)
合 成 清 酒	混 成 酒 類	アルコール、しょうちゅう又は清酒とぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの (アルコール分が16度未満等のもの)
連 続 式 蒸 留 しょうちゅう	蒸 留 酒 類	アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したもの (アルコール分が36度未満のもの)
単 式 蒸 留 しょうちゅう	蒸 留 酒 類	アルコール含有物を単式蒸留機で蒸留したもの (アルコール分が45度以下のもの)
み り ん	混 成 酒 類	米、米こうじにしょうちゅう、アルコール等の原料を加えてこしたもの (アルコール分が15度未満、エキス分が40度以上等のもの)
ビ ー ル	発 泡 性 酒 類	(1) 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満のもの) (2) 麦芽、ホップ、水、麦等を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満のもの)
果 実 酒	醸 造 酒 類	(1) 果実を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満のもの) (2) 果実及び糖類を原料として発酵させたもの (アルコール分が15度未満のもの)
甘 味 果 実 酒	混 成 酒 類	(1) 果実及び糖類を原料として発酵させたもの (アルコール分が15度以上のもの) (2) 果実酒に一定量以上の糖類、ブランデー等を混和したもの

区分(品目)	分類(種類)	定 義 の 概 要
ウ イ ス キ ー	蒸 留 酒 類	発芽させた穀類、水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブ ラ ン デ ー	蒸 留 酒 類	果実、水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
原料用アルコール	蒸 留 酒 類	アルコール含有物を蒸留したもの（アルコール分が45度を超えるもの）
発 泡 酒	発泡性酒類	麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）
その他の醸造酒	醸 造 酒 類	糖類等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの）
ス ピ リ ッ ツ	蒸 留 酒 類	上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの
リ キ ュ ー ル	混 成 酒 類	酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
粉 末 酒	混 成 酒 類	溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑 酒	混 成 酒 類	上記のいずれにも該当しない酒類

固 定 資 産 税

TAC税理士講座固定資産税科

◆ 1 科目の概要

(1) 課税の対象

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に対して課されます。このうち、償却資産は事業用のものだけが課税対象ですが、土地、家屋については、個人の住宅も課税対象になりますので、たいへん身近な税金です。

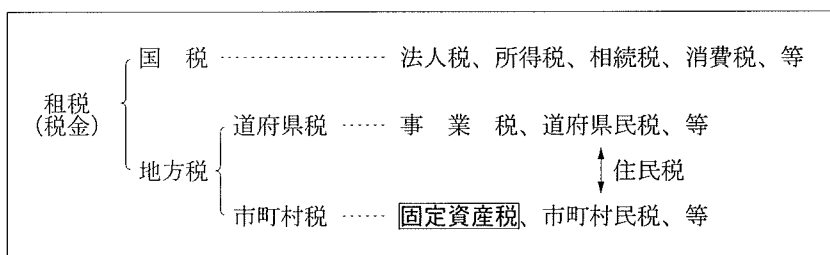
土 地	} す べ て
家 屋	
償却資産…事業用のみ	

(2) 位置付け

固定資産税は地方税の一税目であり、市町村税です。

まず、租税は、国税と地方税とに分類することができますが、固定資産税は地方税の一税目に該当するものです。

また、地方税は道府県税と市町村税に分類することができますが、固定資産税は市町村税の一税目に該当するものです。



(3) 課税の方式

固定資産税は、課税権者である市町村が税額を計算し、納税通知書を送付するという方法により課税がされます。これを賦課課税方式と言います。

(4) 性 質

固定資産税は資産の保有に対して課税する税金です。

したがって、税額の計算は保有する固定資産の価格に税率を乗じることで行われます。

$$\text{価 格} \times \text{税 率}$$

◆ 2 学習の概要

(1) 学習範囲

固定資産税の学習では、地方税のうち固定資産税に関する部分のみを学習することになります。したがって、学習量はそれほど多くありません。

理論については、理論マスターベースで、30題弱の学習になります。ただし、学習範囲が狭い分、一つ一つの理論の精度が求められます。

(2) 学習内容

① 理 論

固定資産税は賦課課税方式の税金であり、計算は課税権者が行うため、理論の学習は手続規定が中心となります。したがって、計算とは区別した上での学習をしなければいけません。

② 計 算

価格を基礎とした課税標準額の計算及び減額が中心となります。

なお、消費税のように、取引そのものに着目しての計算ではなく、価格に調整を行うのみであるため、計算が簡単です。ただし、その反面、本試験では特殊な問題が出題されない限り、税額まで合わせなければいけない厳しさがあります。

基本的な計算構造（土地・家屋の場合）

- | | |
|-----|----------------------|
| I | 課税標準額 |
| | (価 格) ← <u>必要な調整</u> |
| II | 減 額 |
| III | 固定資産税額 |

◆ 3 試験の傾向

本試験では、理論と計算とが50点、50点で出題されております。配点こそ半々ではありませんが、計算は特殊論点が出題されない限りミスが許されず、理論での勝負になることがほとんどです。

理論は、Aランクの出題の割合が高いため、ある程度学習項目を特定することができます。

なお、最近の本試験では個別理論の出題の割合が高いため、暗記さえすれば書けることが多くなっています。

第57回から第61回までの理論出題傾向

回 数		第57回	第58回	第59回	第60回	第61回
ランク	問 1	A	B	A	A	A
	問 2	B	A	C	B	A

また、計算でも出題論点が安定しているため、学習項目を特定することができます。

第57回から第61回までの計算出題論点

回 数	出題論点
第57回	(1) 区分所有家屋
	(2) 船舶の配分
第58回	(1) 農地の計算
	(2) 区分所有家屋
第59回	(1) 大規模の償却資産
	(2) 区分所有家屋
第60回	(1) 区分所有家屋
	(2) 航空機の配分
第61回	(1) 区分所有家屋
	(2) 船舶の配分

◆ 4 実務との関係

固定資産税では、賦課課税方式を採っていることから、消費税のように納税者が税額を計算するということはありません。したがって、それほど実務での重要度は高くない科目です。

ただし、資産税の総合的相談に応じるためには、必要不可欠な知識であり、必ず身につけたい税金であると言えます。

◆ 5 他科目との関係

固定資産税は、簿記や他の科目の知識は不要です。したがって、簿記論を選択していない受験生、簿記論を並行して学習する受験生でも、問題なく選択することができます。また、他科目の選択状況による有利不利がないため、簿財、税法のどの科目との組み合わせでもOKです。

事業税

TAC税理士講座事業税科

◆ 1 科目の概要

- (1) 事業税は都道府県税（地方税）である。

地方税である事業税は法人税等の国税と異なり、各都道府県が課税権を持っています。

各地方団体（都道府県や市町村）がそれぞれ勝手に地方税を賦課し徴収することになると二重課税等の不公平が生ずることも考えられます。そこで国が日本国憲法及び地方自治法の規定を受けて、地方団体の課税権や計算構造等の大枠を「地方税法」により定め、各地方団体はその枠内で条例等に基づき賦課し徴収します。

（注）本試験上学習するのは地方税法のうち事業税に関わる部分だけであり、各都道府県ごとに規定されている条例等については学習範囲ではありません。

【参考】

租税	{	国 税	…………… 法人税、所得税、相続税、消費税等
		地方税	都道府県税 …… 事業税 、都道府県民税、不動産取得税等
			市町村税 …… 市町村民税、固定資産税等

- (2) 事業税は物税である。

事業税は法人税や所得税のように、その所得者の給付能力（＝人）に対して課税する租税（人税）ではなく、法人や個人が行う事業自体（＝物）に対して課される税金（物税）です。

- (3) 各種行政サービスの対価たる租税である。

法人であれ個人であれ事業を行う者は、地方団体から各種行政サービスの提供を受けて事業活動を行っていることでしょう。事業税はこれら各種行政サービスの対価として位置づけられています。

- (4) 法人事業税

法人事業税については、法人の業種や規模の区分によって次のいずれかの課税方式が採用されています。

- ①収入金額課税方式（保険業等の3業種の法人のみ）… 売上高に着目して課税
- ②所得課税方式（①以外の業種で資本金1億円以下の法人等）… 所得に着目して課税
- ③外形標準課税方式（①、②以外）… 付加価値、資本金、所得の3要素に着目して課税

- (5) 個人事業税 … 所得に着目して課税（所得金額課税方式のみ）

◆ 2 科目の特徴

過去の出題傾向を考えると、法人事業税の学習が中心となります。

法人事業税では3種類の課税方式が採用されていますが、収入金額課税方式を除く2種類の課税方式（所得課税方式・外形標準課税方式）では『所得＝儲け』が課税標準（税率を乗ずる金額）となっています。また、個人事業税は、所得にのみ課税される方式が採用されています。

したがって、学習上まずおさえていただきたい事業税の計算構造のイメージは以下のとおりです。

(1) 法人（会社等）の場合

$$\{ \text{法人税の所得} \pm \text{法人税と考えを異にする項目} \} \times \text{税率} = \text{税 額} (= \text{所得割})$$

(2) 個人（自然人）の場合

$$\{ \text{所得税の所得} \pm \text{所得税と考えを異にする項目} \} \times \text{税率} = \text{税 額}$$

事業税の学習範囲は主に で囲んだ部分、すなわち事業税独自の規定となりますので基本的に法人税や所得税の知識を問われるものではありません。簿記論・財務諸表論をしっかり学習された方であれば十分対応できる内容となっています。

◆ 3 実務との関係（外形標準課税方式の導入の影響）

(1) 概略

法人事業税については、事業税が事業自体に課税するという立場（＝物税）を明確化し、道府県の税収の安定化を図るため平成16年4月より開始する事業年度から資本金1億円超の法人について外形標準課税方式が採用されることになりました。

外形標準課税方式の導入の結果、それまで所得課税方式では事業税の負担のなかった赤字法人でも一定の事業税を負担することとなりますが、多額の事業税の負担をしてきた法人では負担の軽減が図られることとなります。この数年の地方税法の税制改正のうち最も注目度が高く、影響の大きい改正といえるでしょう。

(2) 計算構造

外形標準課税方式が適用される法人は3種類の事業税（〇〇割）の合算額を納付しなければなりません。これを算式で示すと以下のとおりとなります。

$$\text{納付税額} = \text{付加価値割} + \text{資 本 割} + \text{所 得 割}$$

①付加価値割 … 法人の事業活動価値に着目した事業税

$$\text{付加価値割} = \{ \text{その事業年度の損益} + \text{給与} + \text{支払利子} + \text{支払家賃等} \} \times \text{税率}$$

②資 本 割 … 法人の規模に着目した事業税

$$\text{資 本 割} = \{ \text{法人税法に規定する資本金等の額} \} \times \text{税率}$$

③所 得 割 … 法人の所得に着目した事業税（上記◆2（1）に同じ）

なお、上記①付加価値割及び②資本割が本来的には外形標準課税方式とされています。

◆ 4 他科目との関係

上述した通り、事業税の学習にあたり、複雑な法人税及び所得税の知識は必要とされていませんので、簿記論・財務諸表論をしっかり学習された方であれば十分対応できる内容となっています。

更に税法のカン所を身につけていると言う意味で、法人税ないし所得税のどちらかを一通り学習した方（実務で両税法のどちらかになじんだ方も含みます。）ならば比較的短期間に受験レベルに到達することでしょう。

◆ 5 科目選択へのヒント

9つある税法科目のうち地方税は様々な理由から各受験生の視界にはなかなか入ってこないものかもしれません。

このうち事業税については、その出題傾向はオーソドックスで平易な内容で安定し、合格率においても税法科目のなかで近年高率を維持しています。また外形標準課税の導入など話題に事欠かない科目で受験者数も増加傾向にあります。「地方税だから」というだけで受験生の視界（＝選択肢）から遠のいてしまうのは実に惜しい税法科目といえるでしょう。

住 民 税

TAC税理士講座住民税科

◆ 1 科目の概要

住民税とは、都道府県・市区町村内に所在する個人と法人に対して課税する税をいい、地方税法では道府県民税と市町村民税として条文が定められており、一般に「住民税」と呼ばれています。

住民は、住所等所在する地域の行政サービス（教育・福祉・保険・住宅・道路・下水道・消防・清掃等）を受けることから、行政に要する費用の一部を分担することを趣旨として設けられている税です。

所得税や法人税は国税ですが、住民税は都道府県・市区町村が課税する地方税です。

住民税では、個人に対して課税する場合には所得税に関する法令を引用し、法人に対して課税する場合には法人税に関する法令を引用することから、住民税を所得税・法人税の地方版として考えることができます。

住民税は、住民に広く薄く均等の額によって課する「均等割」と、応能負担の観点から所得の多寡に応じて課する「所得割」（法人は法人税額に基づいて課する法人税割）で構成されています。

住民税独自の内容が少ないため、本試験対策が立て易く、暗記すべき理論の数は総合理論10問プラス個別理論5問の合計15問程度で対処が可能です。

計算では、過去30回の税理士試験のうち、昭和59年に法人住民税の外国税額控除が出題されましたが、他の年は全て個人住民税からの出題でした。

過去の出題実績では、個人住民税の出題比率が高いため、講義は個人住民税8割、法人住民税2割といったウェイトで進めます。

◆ 2 科目の特徴

住民税では、所得税と個人住民税、法人税と法人住民税の関連を学習するので、実務でも有益な科目です。

過去の出題では、個人住民税の出題比率が圧倒的に高いことから、所得税の学習経験のある方にとっては大変有利な科目です。

法人住民税については、理論・計算共に学習上のボリュームが少なく、覚えるべき理論と計算項目も少ないため、法人税の学習経験がなくても授業は理解できます。

また、住民税の受講生は9割超が社会人、といった点も特徴の一つと言えるでしょう。

所得税の学習経験のない方でも理解できるように、所得税に関する説明も豊富ですので、住民税の学習で必要とされる部分を理解して覚えれば、住民税の受験は十分に可能です。

◆ 3 本試験での出題傾向

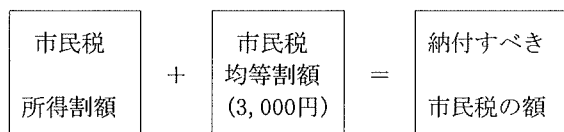
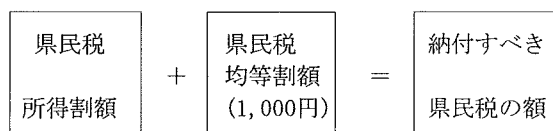
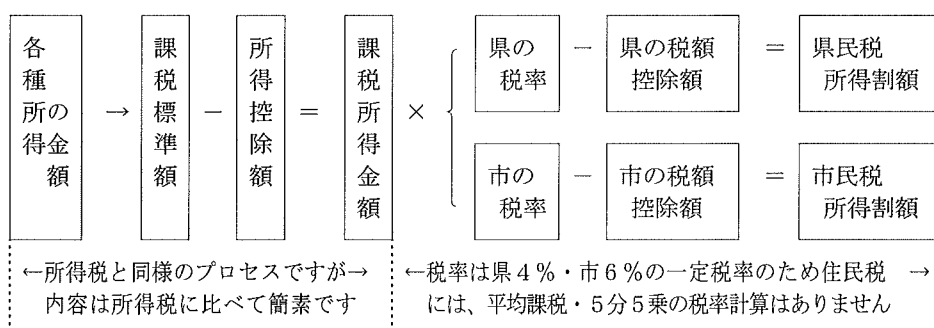
第一問が理論問題、第二問が計算問題です。配点は、第一問・第二問共に50点で合計100点というのが標準パターンですが平成18年度及び19年度は第一問が60点・第二問が40点の配点でした。

(1) 理論問題の出題パターンは次のとおりです。

- ① 住民税独自の内容（人的非課税・申告義務・徴収方法等）
- ② 所得税と住民税の相違を問う出題（課税標準の特別の定め、所得控除）
- ③ 所得税・法人税の取扱いと住民税の課税を問う出題（寄附金・県民税利子割）

(2) 個人住民税の計算問題では、納税者本人の税額計算に加えて、同一生計親族についても課税の可否が問われ、課税判定の場合には税額計算する点が、所得税法と住民税の出題の相違です。

計算パターンは次のとおりです。



理論・計算共にTACの講義以外からの出題はありません。自信を持って受験しましょう！

◆ 4 実務との関係

(1) 個人住民税

市町村内に住所を有する者は申告義務を負いますが、次の者は申告義務が免除されます。

- ・ 給与所得者又は公的年金の受給者で、他の所得を有しない者
- ・ 条例で定める非課税規定に該当する者
- ・ 所得税の確定申告書を提出した者

しかし、上記に該当する場合でも申告を要する場合があるので、住民税の学習は実務上も重要です。

なお、住民税の納税方法には普通徴収（4期に分けて納税者が納付）と特別徴収（12ヶ月に分けて 給与から差引き）の2つの方法があります。

(2) 法人住民税

申告納付の方法及び期限は法人税に準じています。つまり、住民税では、申告書の提出期限（中間申告は事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月、確定申告は事業年度終了の日の翌月から2月）までに、事務所等所在の道府県・市町村の長に申告書を提出して、税を納付します。

以上の様に、法人住民税の申告は、法人税額を基礎として法人税割額を算定して、均等割額を加算して申告納付します。法人税と住民税の申告は実務上は大変重要な結びつきがあるので。

◆ 5 どのような人に向いているのか

(1) 所得税の学習経験のある人又は学習中の人。

科目合格をしているか否かは問いません。学習経験があればOK！

(2) 学習時間が十分に取れない人

仕事を持つ人も他の科目を学習中の人、心配無用です。住民税は社会人の受験生が90%超の科目です。勉強時間が取れない人同士の競争試験です。学生・受験専念の方はほとんどいません。

(3) 理論の暗記が苦手な人

総合理論で10問、個別理論で5問の合計15問です。これで十分合格ラインに入ります。

(4) 計算の遅い人・電卓の遅い人

近年の本試験での住民税の計算ボリュームと筆記量は、一時間程度あれば十分に解答が可能です。

所得税・法人税と住民税の知識は、熟知する人が少なく税理士業務を行う上で大変有益です。合格目指して頑張りましょう！

国 税 徴 収 法

TAC税理士講座国税徴収法科

◆ 1 科目の特徴

国税徴収法は、税理士試験における税法選択科目の1つとして、第1回（昭和26年）から出題されている科目です。

国税徴収法の目的は、一言で表現すれば「国税収入の確保」です。つまり、税金を滞納している人の財産（例えば、不動産など）を税務署が差押えて、一般の人に売りに出し、お金を換えて滞納税金に充てていくことです。

では、国税収入の確保のためには、いかなる手段を講じても良いかということという訳ではありません。

例えば、その滞納者が、金融機関からお金を借りている場合には、売却代金の一部を債権者にも分配していかなければなりません。

また、滞納者自身が災害にあったり、病気にかかったりして税金を払える状態でない時には、納付できる状態になるまで待ってあげたりすることもあります。

以上のように、国税徴収法という法律は、滞納国税の徴収に関する手続きを基調としながら、他の債権者との関係や、滞納者自身の状態等を慮った規定が盛り込まれている法律であると言えます。従って、国税徴収法を学習することにより、他の法律関係や、社会の様々な状況を把握することができます。

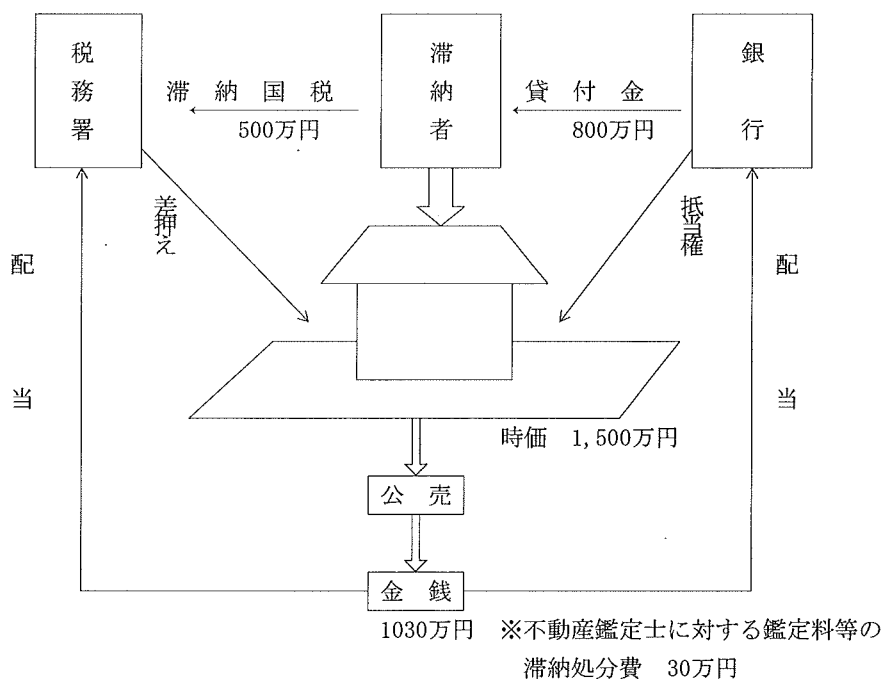
◆ 2 学習のポイント

滞納国税がどのような仕組みで徴収されるのか、その徴収手続きの流れを理解すれば社会の様々な場面について知ることにもなり、興味を持って取り組める科目です。例示計算の問題も出題されますが、理論の内容が根拠となりますので、理論の学習に重点を置いてください。

また、民法に関する規定も絡んできますが、受験上必要な内容は限られていますし、決して難しくありません。安心してください。

国税徴収法の学習は、基本書等で十分です。手続きの流れに則って、一つずつマスターしていくことで容易に実力をつけることができます。最近の本試験は、個別理論での出題となっていますが、応用理論問題に備えて、理解することを前提に学習することが重要です。

◆ 3 国税徴収法の目的



配当順位

(ケース1)

- 第1順位 直接の滞納処分費 30万円
- 第2順位 滞納国税 500万円
- 第3順位 抵当権 500万円

(ケース2)

- 第1順位 直接の滞納処分費 30万円
- 第2順位 抵当権 800万円
- 第3順位 滞納国税 200万円

※上記のケースのうちどちらの配当結果になるかを条文に則って解釈し計算していく。

◆ 4 どのような人に向いているか？

国税徴収法は、次のような受験生に向いていると言えます。

- ①簿記論の知識がない方（現在入門コース等を受講中の方）
- ②複数科目を受講される方
- ③働きながら学習される方
- ④理論の学習が得意な方
- ⑤民法など法律を学習したことがある方